

人権教育及び人権啓発に関する 基本計画

2006年8月策定
2016年3月改定

綾川町

目 次

はじめに	1
第1章 人権尊重の理念	2
第2章 人権教育・啓発の基本的な在り方	2
第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	3
1 学校	
2 地域	
3 家庭	
4 職域	
第4章 普遍的な視点からの取組み	3
1 人権教育	3
(1) 学校教育	
(2) 社会教育	
2 人権啓発	4
(1) 内容	
(2) 方法	
第5章 重要課題への取組み	6
1 女性	6
2 子ども	7
3 高齢者	8
4 障がい者	9
5 同和問題	10
6 外国人	11
7 H I V感染者・ハンセン病患者等	13
8 インターネットによる人権侵害	14
9 その他さまざまな人権	15
第6章 人権にかかわりの深い職業に従事する人たちに対する研修等	15
1 行政職員	
2 教職員	
3 医療・保健福祉関係者	
第7章 推進体制の確立	17
1 推進体制	
2 計画のフォローアップ及び見直し	

はじめに

私たちは、だれでも夢や希望や意欲をもち、「社会の中で持てる能力を十分発揮したい。」「生命を輝かせて、幸せに暮らしたい。」と願っています。

このような願いを、人間の権利として確立していくために、人々は長い歴史の中で過ちと反省を繰り返しつつも、たゆまない努力を続けてきました。「人権」は、一人ひとりにとってかけがえのない尊いものであり、人間として生きていこう上で欠かすことのできないものです。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する施策が講じられてきましたが、今日においても、生命・身体の安全にかかる事象や、不当な差別、その他の人権侵害が、残念ながら存在しています。また、社会の国際化、情報化、高齢化等に伴い、人権に関する新たな課題も生じており、2000年（平成12年）12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

本町においても、すべての町民の人権が尊重され、ともにあらゆる分野へ参画し、個々の能力を十分発揮することができるまちをめざして一層の努力を重ねていく必要があります。

このため2006年（平成18年）に「綾川町人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を策定し、この計画に基づき、様々な人権問題や差別がない人権が尊重される社会づくりの施策に取り組んできました。

本計画は策定後10年が経過し、社会情勢の変化や人権問題に関する環境変化が起きました。そこで社会情勢や町民の意識の変化に応じて、一人ひとりの人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けた新しい取り組みを行うために、「綾川町人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を改定しました。

1 策定の方針

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」に基づき、本町が今後実施する人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本計画として策定したものです。

策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（2011年（平成23年）一部変更）」に沿って、中・長期的な展望の下に策定しました。

2 計画目標

綾川町総合振興計画に掲げた理念の実現に向けて人権問題を自らの問題として正しく認識するとともに、日常の生活において、互いに人として尊重し合う過程をとおし、人権と言う普遍的文化を綾川町において構築することを目標とします。

3 推進の視点

この計画は、次の視点を基本として推進します。

- ① すべての人の人権が尊重される社会づくりの視点
- ② 生命の大切さや、個性の尊重、異文化理解などを包含し、人権を幅広くとらえる視点
- ③ 自他の人権を共に生かす視点
- ④ 学校、地域、家庭、職域など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進する視点

第1章 人権尊重の理念

人権とは、この人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的権利です。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの人権が、理由のいかんにかかわらず普遍的権利として、共に尊重されることが必要です。

そのためには、すべての個人が、人権の意義や重要性について理性及び感性の面から理解を深め、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に尊重し合うことが求められます。

第2章 人権教育・啓発の基本的な在り方

1 人権教育

人権教育は、町民一人ひとりに人権尊重の精神を育むことを目的としています。

人権教育・啓発推進法において、「人権教育とは人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を意味し、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようすることを旨とする。」(第2条・第3条)と述べられています。そのためには、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、生涯学習の視点にたって、幼稚期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育、家庭教育のそれぞれが互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図って実施していく必要があります。

2 人権啓発

人権啓発は、町民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する町民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)です。

そのことを踏まえ、町民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くように

するために、総合的かつ効果的に行う必要があります。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等

学校等では、それぞれの教育目標の実現をめざして、幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて教育活動を行う中で、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、家庭や地域社会に残る差別意識に染まらない、確かな人権感覚の育成に努めます。

2 地域

地域では、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識の高揚に努めます。また、地域は、人々がお互いの人権を認め合いながら日常の生活を営む「共存の場」です。そのため、人権尊重の理念の浸透と共に、人権を阻害するマイナスイメージの記憶と伝承の連鎖を断ち切る観点も踏まえた学習機会の充実を図ります。

3 家庭

家庭には、全ての教育の原点であり、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育むところである反面、人権侵害の中核を占める差別や偏見の世代間伝承が生み出される場面でもあり、正しい方向に導く可能性のある家庭の果たす役割は重要です。このための保護者に対する学習機会の充実を図るとともに、人権侵害の世代間伝承を生じさせない取組みの一層の充実を図ります。

4 職域

民間企業等の人権擁護に対する姿勢は、従業員の人権尊重意識の啓発推進に大きな影響を与えます。このため人権の「保護、尊重、救済」の姿勢を明確に示す事業所が増加するように、事業所による人権啓発活動への取組みに対し、支援・協力を行います。

第4章 普遍的な視点からの取組み

1 人権教育【教育委員会】

人権教育は、生涯学習の視点にたって、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

(1)学校教育【学校教育課】

学校教育においては、それぞれの学校の教育目標の実現に向けた教育活動の中で、幼児・児童・生徒が社会生活を営む上で必要な知識、技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。そのため香川県同和教育基本方針および香川県人権教育基本方針に基づき、

同和問題の解決と人権尊重の理念について正しく理解させるとともに、学習内容を創意工夫し豊かな感性を育むようにします。

そのために次のことを推進します。

- ① 道徳や各教科、総合的な学習等において、同和問題をはじめとする人権問題について心に響く学習内容の創造と指導方法の工夫・改善を図ります。
- ② 社会性や豊かな人間性を育むための多様な体験活動の機会の充実を図ります。
- ③ 教職員の人権尊重および同和教育の理念についての理解や指導力の向上を図る研修の充実を図ります。

(2)社会教育【生涯学習課】

社会全般においては、すべての人々の人権が眞に尊重される社会の実現をめざし、人権に関する学習の機会の充実を図ります。その際、差別意識の伝承の多くが家庭や地域社会であることに注視し、人権に関する学習では単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において生じる差別意識の伝承連鎖の輪を断ち切る態度や行動がとれるような人権感覚を身につけることが重要であることに留意します。

そのために次の施策を推進します。

- ① 差別意識の伝承を断ち切るための家庭教育のあり方を研究・推進します。
- ② 公民館等の社会教育施設を中心とした学習機会の充実を図ります。
- ③ 参加体験型の研修会の提供等、学習プログラムの開発に努めます。
- ④ 差別意識の伝承連鎖解消を意識した指導者の養成及び資質の向上や講師の選定において等、推進体制の充実を図ります。

2 人権啓発【住民生活課他】

人権啓発は、町民から幅広く理解と共感が得られることが肝要であり、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要です。こうした視点にたち、次のことに配慮する必要があります。

(1) 内容

① 基本的な知識の習得

憲法をはじめとした人権に関わる国内法令及び国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を図る啓発が必要です。

② 生命の尊さ

戦争により生み出される人権侵害も包含した生命の尊さ・大切さや、他者との共生・共感の大切さを地域社会のみならずグローバルな視点からも真に実感できるような啓発を推進する必要があります。

③ 個性の尊重

ヘイトスピーチに代表される排外主義が台頭している現代において、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障がいなどを理由とする差別や個人の尊厳を傷つける行為の廃絶に向けた啓発を推進する必要があります。

(2) 方法

① 発達段階に応じた啓発

人権啓発は、その対象者の理解度に合わせた啓発を行うことが重要であり、対象者の発達段階に応じて、手法を創意工夫することが必要です。また、対象者の家庭や学校、地域、職域などの日常生活における経験などから、自分の課題として実感できるものを取り上げる必要があります。

② 具体的な事例を活用した啓発

その時々の社会問題など、具体的な事例を取り上げ、自由に議論することは、啓発を受ける側にとって関心の高まりがあり、自身の経験を通して身近に感じることができ、人権尊重について正しい知識、感性を練磨する上で効果が期待されます。なお、この場合、社会的弱者の立場に立った啓発に心がける必要があります。

③ 参加型・体験型の啓発

これまでの人権啓発の多くは、著名人や学識経験者による講演会、研修会であったり、啓発映画、啓発ビデオの放映等によるものであり、人権に関する知識や情報を伝えるという点では、一定の効果がありました。さらに啓発を進めていくには、人権問題を鋭くとらえる感性や日常の生活の中で態度や行動に現われる人権感覚を体得するという参加型の啓発手法を採用することも必要です。

第5章 重要課題への取組み

2011年(平成23年)に一部変更された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」には、普遍的な視点からの取組みとともに、現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者、北朝鮮当局による拉致問題等の様々な人権問題が重要課題となっており、次の1から9に掲げる各人権課題の解決に向けた取組みを推進していくこととします。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチ問題や、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題といった社会の変化に伴う新たな人権課題も生じています。これらについては国に対して法による対応も含め、実効性のある対策等を求めていきます。

1 女性 【住民生活課、総務課、経済課、】

日本国憲法では個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに家族関係における男女平等についての明文の規定を置いています。2012年度(平成24年度)実施の「綾川町人権に関する住民意識調査」において「男は仕事、女は家庭」という考え方を支持しない割合が53%となり意識の変革が進んでいることが見られる反面、実生活においては固定的な性別役割分担の場面がまだ多く見られ、日常生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なくありません。また、近年、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する人権侵害が社会問題となっています。

本町では2008年度(平成20年度)に男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的・体系的に推進するための「綾川町男女共同参画プラン」を策定し、これを指針とし男女が共にいきいきと能力を發揮し、それぞれの立場でさまざまな活動が行えるような仕組みづくりを目指していきます。

人権教育においては、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成を促進するため、学校、地域、家庭などのあらゆる分野において、男女が互いに尊重する意識を高めるための教育・学習の充実を図ります。

人権啓発においては、2014年度（平成26年度）実施のワークライフバランス住民意識調査の結果を踏まえて男女共同参画の実現に向けた、正しい認識と理解を深めるための啓発活動を充実します。

「重点項目」

- ① 「綾川町男女共同参画プラン」の進行管理を毎年実施することで行政自らのプラン進行を推進していきます。【住民生活課、総務課】
- ② 綾川町男女共同参画会議を中心にさまざまな協力団体協力して仕事と家庭が両立できる環境(ワークライフバランス)の実現と男女共同参画社会実現に向けた取組みを行っていきます。【住民生活課】
- ③ あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、町の各種委員への女性の参画や町職員における女性の登用促進に努めます。【総務課】
- ④ 雇用における男女機会均等や、職場における男女平等を推進するために、商工会などと協力して企業等へ啓発を促進します。【経済課】
- ⑤ 女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、女性の人権に関する意識改革のための教育・啓発及び女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化を推進するとともに、被害者の救済・援助に関する環境の整備を促進します。【住民生活課】
- ⑥ 学校、地域、家庭において、男女が互いに尊重する意識を高めるために多様な学習機会を提供します。【住民生活課】

2 子ども【学校教育課、生涯学習課、健康福祉課】

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法をはじめ、児童福祉法、児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされています。

我が国においても、子どもたちを取り巻く環境は、懸念すべき状況にあります。例えば、2013年度(平成25年度)の厚生労働省発表によると、子どもの貧困率が高くなっています、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況であり、教育機会等の喪失が危惧されています。また、重大な人権侵害である児童虐待は相談件数が近年増加傾向にあるとされています。

いじめの形態は、情報化の進展に伴いSNS(Facebook、LINE等)でのいじめ等へ形を変え、インターネット上の有害情報の氾濫や、児童売買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの人権を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、子どもの社会性や豊かな人間性を育み、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすための教育を推進します。

人権啓発においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための学習機会の充実に努めます。

「重点項目」

- ① 子どもの貧困対策について法に基づき、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢や希望をもって成長していく社会の実現に向けた取り組みを推進します。【学校教育課、健康福祉課】
- ② インターネットやSNSでのいじめについては、不適切な書き込みなどの検索・監視を行うネットパトロールの実践、SNS利用に関する注意喚起と相談窓口の設置を図ります。【学校教育課】
- ③ いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組むとともに、非行・不登校について、個々の事象に対応できる相談指導体制の充実を図り、学校・家庭・地域社会が連携した取り組みを推進します。【学校教育課】
- ④ 自他の権利を大切にし、社会のなかで果たす義務や責任についての学習を深めます。【学校教育課、健康福祉課】
- ⑤ 子どもの虐待の未然防止・被虐待の子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取り組みを推進します。【学校教育課、健康福祉課】
- ⑥ 教職員、保育士の人権尊重意識を高めるなどの資質向上を図るための研修の充実に努めるとともに、一人ひとりを大切にした指導方法の研究を推進します。
【学校教育課、健康福祉課】
- ⑦ 子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等の社会教育施設における各種学級・講座等の学習機会の充実を図ります。
【生涯学習課】

3 高齢者【健康福祉課、生涯学習課、住民生活課、総務課】

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、2060年には、2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されています。これは、世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識がこれに追いつかず、早急な対応が課題となっています。

本町においても例外でなく65歳以上人口は2015年(平成27年)4月現在で31.9%と3人に1人にせまっています。このような人口の高齢化と共に、一人暮らしや介護を必要とする高齢者も増えており、同年9月現在で1,568人の一人暮らし老人、また、同年4月現在で1,357人が要介護者として認定されております。

このような状況の中、高齢者的人権にかかわる問題としては、介護保険施設や家庭における身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されていますが、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるような取組みを推進することが必要です。

人権教育においては、高齢化の進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護、福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する必要があります。高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かした世代間の交流の機会を充実させ、高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めることが重要です。

人権啓発においては、高齢者の人権についての認識と理解を深めるとともに、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化する必要があります。

「重点項目」

- ① 高齢者が社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、高齢者的人権について認識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。

【健康福祉課、生涯学習課】

- ② 高齢者が安全に安心して生活するために在宅福祉サービスの充実を図るとともに、地域包括支援センター等相談機関の職員に対する研修などを通じ、高齢者の人権尊重への理解と認識を深めます。【健康福祉課】

- ③ 高齢者が生き生きとした生活が送れるよう、えがお、いきいきセンターや、公民館活動等を活用した生涯学習を進めます。【健康福祉課、生涯学習課】

- ④ 高齢者の優れた知識・経験等を生かして社会参画するための条件整備を図るとともに、ボランティア活動や多様な就業機会の確保のための支援や啓発を促進します。【生涯学習課】

- ⑤ 高齢者的人権問題を解決するため、法務局等、関係機関との密接な連携協力を図り、利用しやすい人権相談体制を充実します。【健康福祉課、住民生活課】

- ⑥ 振り込め詐欺等の被害抑止に向けた啓発を促進します。【総務課】

- ⑦ 認知症問題について家族ならびに本人への相談窓口を設け、早期に適切な医療、介護給付サービスを提供すると共に、虐待、財産管理問題等の発生を抑止し安心して生活ができる環境を確保する支援をおこないます。【健康福祉課】

4 障がい者【健康福祉課、学校教育課、総務課、経済課】

障害者基本法では、「全て障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」（第3条第1項）と規定され、すべての人々が分け隔てなく生活できる社会の実現に向けて施策を推進してきました。そして、2016年（平成28年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）が施行されます。この法律は行政機関等における障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の提供を義務（民間事業者は努力義務）しており、差別解消の観点からみると新たな段階へと踏み出したといえるものです。

本町におきましても，“一人ひとりが輝き、ともに生きるまち”をめざして「障がい者基本計画」を策定し、障がい者の“完全参加と平等”的実現のため、積極的に障がい者施策の推進に努めてきました。しかし、現実には、障がいのある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合があります。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、障がい者の自立と社会参加をめざし、障がい児学級等における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を深めるために、学校教育活動全体を通じて、障がい者を取り巻く合理的配慮のあり方を示しつつ、福祉や介助をめぐる諸課題に関する学習を推進していく必要があります。

人権啓発においては、障がい者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させるため行政機関等及び事業者が実施すべき合理的配慮についての事例提示とその実現に向けた啓発活動の充実を図ります。

「重点項目」

- ① 障がい者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させるために、広報活動及び啓発活動を推進します。【健康福祉課】
- ② 障害者差別解消法により定められた障がい者への合理的配慮の提供に向け、行政機関職員の研修に努めるとともに、企業など民間事業者についても合理的配慮の提供の努力義務について、その趣旨の理解と認識を深めるための啓発を行います。【総務課、健康福祉課、経済課】
- ③ 障害者差別解消法を受けた文部科学省の対応指針に沿って障がい児教育の指導内容・指導方法を工夫します。【学校教育課】
- ④ 幼児児童生徒の学習環境の中で、障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮のあり方を示すことを通し、障がい者差別に対する課題について教育・啓発を推進します。【学校教育課、健康福祉課】
- ⑤ 職業訓練の支援、職業相談の体制づくりや雇用促進のため、公共職業安定所など関係機関と連携したり、企業などへの就労拡大を働きかけ、障がい者の就業機会の拡大を図ります。【経済課】

5 同和問題【住民生活課、学校教育課、生涯学習課】

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図るために、これまで各種の特別対策を展開してきました。この結果、環境整備等については着実に改善されてきたことから、2002年(平成14年)3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策に

については、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ、一般施策で対応することになりました。本町においては同和対策新総合計画などを過去に策定し、同和行政を町の重要施策として位置づけ、総合的・計画的に同和問題の解決に向けて取組みを進めてきた結果、住環境の整備等は一定の改善が図られてきました。しかし、2012年度(平成24年度)実施の「綾川町人権に関する住民意識調査」により、家庭や地域社会からの伝聞による「こわい」といったマイナスイメージに認知定着が図られている事実や、結婚に係る身元調査と部落排除という因習の継続といった町民の差別意識が、まだ存在していることが明らかになっております。

このような状況を踏まえて同和問題の解決に向けて、人権教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情を踏まえ、家庭や地域社会からの偏見伝承に対する耐性をもった人権意識の育成を図る必要があります。

人権啓発においては、無批判な因習継承や自己利益優先の人権感覚が同和問題の解決に大きな壁となつていてこと踏まえた啓発を推進していく必要があります。

「重点項目」

- ① 同和問題に関する学習を一般的な人権教育へすり替えることなく、同和問題の早期解決を目指すという基本原則を行政、学校現場で今一度共通認識して取り組みます。【学校教育課】
- ② 学校教育における学習の重点としてマイナスイメージの家庭や地域社会からの伝承と拡散の連鎖を断ち切ることを目指した取組みを推進していきます。

【学校教育課】

- ③ 人権啓発においては結婚に係る身元調査と部落排除という因習の問題性を広く住民に周知し、これらが自己利益獲得のための差別行為に他ならないというコンセンサスの醸成を図ります。【住民生活課】
- ④ 「綾川町人権擁護条例」の具体化を図るため、綾川町人権擁護委員が行う町内2箇所の農村環境改善センターでの人権相談等の取組みに対して支援するとともに、人権相談体制の充実に努めます。【住民生活課】
- ⑤ 事業主に対して、公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が確保されるよう商工会などと協働しながら啓発を推進します。【経済課】
- ⑥ 公民館等、社会教育施設における人権問題に関する講座や事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。【生涯学習課】

6 外国人【住民生活課、学校教育課、生涯学習課】

近年の国際化時代を反映し、労働や研修を目的として我が国に在留する外国人は年々増加傾向にあり、本町における外国人の登録者数の状況は2015年(平成27年)4月現在で総数207人となっており、町内に(財)オイスカがあることから他町より外

国人は多い傾向にあります

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)を公然と行う事案が起きています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。ヘイトスピーチの違法性が認められた2014年(平成26年)最高裁判決の後押しを受け、綾川町としても、社会全体で、いわゆるヘイトスピーチのような行為は許されないという意識を醸成し、差別や偏見をなくすために、その趣旨を繰り返し町民の皆さんにお伝えしていかなければならぬと考えています。

人権教育においては、教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていくための教育の充実を図り、外国人児童生徒に対して適切な支援を行う必要があります。

人権啓発においては、ヘイトスピーチをはじめとする外国人に対する偏見や差別行為について明確に否定し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなどの人権意識を育てるための啓発活動が必要です。

「重点項目」

- ① 外国人差別の喫緊の課題としてヘイトスピーチ問題を取り上げる機会を増やし、その問題性の理解推進を図りつつ、異文化に対して寛容な態度を持ち、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていくとする社会意識を醸成するため広報及び啓発活動を推進します。【住民生活課、生涯学習課】
- ② 本町在住の外国人が安心して生活するための情報の提供と人権問題相談体制の周知を図ります。【住民生活課】
- ③ 外国人と町民との相互理解を深めるための交流事業を推進するとともに、外国人が地域のイベントや地域活動に積極的に参加できるよう支援します。

【生涯学習課】

- ④ 体験学習や交流学習等、学校教育全体のあらゆる場を通して、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていくための教育を充実します。

【学校教育課】

- ⑤ 外国籍の子どもの実態に応じた指導内容・指導方法を工夫します。

【学校教育課】

- ⑥ 公民館等、社会教育施設における異文化理解に関する講座や交流事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。【生涯学習課】

7 HIV感染者・ハンセン病患者等 【健康福祉課、学校教育課、生涯学習課、経済課】

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者のみならず、その家族に対する様々な人権問題が生じています。感染症については、まず、医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、感染症及び感染者、患者や元患者、家族等に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮が必要です。

(1) HIV感染者等

2014年(平成26年)エイズ発生動向 - 概要 -(厚生労働省エイズ動向委員会)によるとHIV感染者エイズ患者ともに近年は横ばい傾向となってきています。また香川県でのエイズ患者とHIV感染者の累計者数は2015年(平成27年)11月時点で102名となっています。この背景には正しい知識とそれに基づく個人の注意深い行動によって、多くの場合HIVへの感染を予防することが可能であることとに加え、近年では治療薬の開発が飛躍的に進み、早期に治療を受けることでエイズの発症を遅らせることが可能となっていることがあげられます。このような状況を踏まえ、病気予防に係る正しい知識の普及とともに、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

(2) ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。したがって、ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないものですが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策が採られてきました。また、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白になった後も依然として改められることはませんでした。

1996年(平成8年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することとなりましたが、療養所入所者の多くは、家族や親族との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況、さらには、入居拒否などの差別や嫌がらせにより社会復帰が困難な状況にあります。

このような状況の中、2001年(平成13年)5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下され、これが契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

このような状況を踏まえ、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別意識

をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

「重点項目」

- ① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を踏まえ、感染症に対する正しい理解と知識の普及に努めます。【健康福祉課、学校教育課、生涯学習課】
- ② エイズ患者やH I V 感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V 感染症及びその感染者等への理解を深めるために、広報活動及び啓発活動を推進します。【健康福祉課、学校教育課、生涯学習課】
- ③ 職場におけるエイズ患者やH I V 感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のために事業者に対してエイズに関する情報の提供を促進します。

【健康福祉課、経済課】

- ④ ハンセン病及びその患者に対する偏見や差別意識を解消し、また、療養所に入所しているハンセン病元患者が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する理解と知識の普及に努めます。【健康福祉課、生涯学習課】
- ⑤ 学校教育においても性教育との関連において、この分野も重要な教育課題とし、教材作成や教職員の研修を深める必要があります。【学校教育課】
- ⑥ 公民館等、社会教育施設においてエイズ及びハンセン病に関する理解と知識の普及に努めます。【生涯学習課】

8 インターネットによる人権侵害 【学校教育課、生涯学習課、住民生活課】

国内のインターネット利用人口は年々増加しており、2014 年(平成26年)末で約1億人となっています。人口普及率は約8 割を超えており、インターネットは私たちの暮らしに欠かせないものとなっています。しかし、インターネット上では匿名による書き込みが可能なことを悪用した個人の名誉棄損やプライバシーの侵害、差別の助長など、人権を侵害するさまざまな問題が起きています。

個人の情報を不正に収集・提供することも大きな人権侵害となります。近年急速に発達しているインターネットにおいては、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、SNSを利用した不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。

いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることや、差別を明確に禁止する法的整備の遅れから、他人を誹謗中傷いわゆる「炎上」行為の横行にとどまらず、インターネット版部落地名総鑑の掲載に代表される差別行為などが発生しています。

このため本町では県と連携し、電子掲示板の書き込み内容について監視等を実施し、他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、プロバイダーに対して、当該情

報の停止・削除を申し入れるなどの対応を図っています。

このような動向等を踏まえ、インターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるとともに、広く町民に対してインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題や、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて正しい理解が得られるための教育・啓発を推進する必要があります。

「重点項目」

- ① 学校教育と社会教育において、子どもから大人まですべての世代に対する情報モラルの教育・啓発をさらに推進します。【学校教育課、生涯学習課、住民生活課】
- ② 子どもたちが、確かな人権感覚に基づいて電子情報の活用をおこなうといった体験型の学習機会の充実を図ります。【学校教育課、生涯学習課、住民生活課】

9 その他さまざまな人権 【住民生活課、学校教育課、生涯学習課】

以上の人権問題の他にも、LGBT(同性愛者、両性愛者、性同一性障害)なども含めて、いわゆる性的マイノリティ(少数者)の人々への差別や偏見を解消するための教育・啓発を推進するとともに、性的マイノリティの人々の日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実を図ります。

また、刑を終えて出所した人に対する根強い偏見や差別意識が社会復帰をめざす人にとって極めて厳しい状況を生み出し、社会の一員として円滑に生活を営むことを困難にしています。最近では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりをみせており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

北朝鮮当局による拉致に関する問題の解決に向けては、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日から16日)を中心に、広報媒体を活用して啓発に努めます。このように、様々な人権にかかわる問題に対して、すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を解消し、人権尊重思想の普及及び高揚を図るための教育・啓発を推進する必要があります。

第6章 人権にかかわりの深い職業に従事する人たちに対する研修等

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組みが不可欠であり、人権尊重の精神が職場はもとより、社会の隅々までいきわたるようなきめ細かい人権感覚をもつて職務を遂行することが求められます。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしています。

本町においては、人権にかかわりの深い職業に従事する行政職員、教職員、医療・保健福祉関係者が人権問題を正しく認識し、それぞれの職務の遂行にあたって適切な対応が行えるよう研修等の充実に努めると共に、消防職員、警察職員についても関係組織に必要な人権情報の提供等を図ることとします。

1 行政職員

町行政に従事する職員は、全体の奉仕者として、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする憲法を尊重し擁護するという責務を有しています。

このため、町行政に従事する職員については、公務員としての責務と使命を自覚し人権問題に対する正しい理解と認識を深め、それぞれの分野において人権尊重の精神に立った行政施策の推進を図ることができるよう、研修の充実に努めます。また、各職場においても住民の立場に立った窓口接遇を徹底するなど、職員一人ひとりが日常的な職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう努めます。

2 教職員

教職員は、学校教育のあらゆる場を通じて、人権を尊重する意欲や態度を身につけた児童・生徒を育成するという役割を担っています。

このため、町教育委員会においては、教職員の研修の充実と各種研修会・講座等の積極的な参加を促し、教職員の人権に対する認識を深め、幼児・児童・生徒の豊かな感性を育み、人権を尊重した学校教育ができるよう努めます。

また、学校では現在、いじめなど児童生徒の人権にかかわる教育課題が生じていることから、家庭や地域社会、関係機関と連携を密にし、これらの問題の解決を図ることも求められています。

こうした状況を踏まえ、教職員に対する研修は、教職員が地域社会を構成する一員としての自覚を深め社会や児童・生徒の変化に適切に対応できるように体験参加型の研修の充実を図り、その資質の向上に取り組みます。

3 医療・保健福祉関係者

医療関係者、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、ホームヘルパー、その他福祉関係従事者は、高齢者や障がい者をはじめ、さまざまな人々

の生活相談や身体介護等の業務に携わっています。業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーへの十分な配慮と人間の尊厳に対する認識など、人権意識に基づいた行動が求められます。

このため、町内の関係団体に対して、人権教育への積極的な取り組みが行われるよう助言や協力に努めます。

第7章 推進体制の確立

1 推進体制

この基本計画は、人権尊重が当たり前と言う社会、すなわち本町における人権文化を構築するとともに、お互いの多様性を認め合う共生社会を実現し、すべての町民の基本的人権が尊重され、綾川町総合振興計画に掲げる理念を実現するために策定するものです。

人権教育・啓発の推進・充実にあたっては、各人権課題を所管する部署が、この基本計画の趣旨を踏まえながら、その方向性に沿った取り組みとなっているか、点検しながら推進していきます。

2 関係行政機関や民間団体、企業などとの連携

基本計画の推進にあたっては、他の行政機関との連携とともに、民間団体、企業での自主的な取り組みの更なる充実を図るための、研修教材や情報の提供等をおこないます。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発の実施状況を点検し、その結果を以後の教育・啓発に反映させるなど、計画のフォローアップに努めます。

社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、見直しを行います。